

平成30年度(平成29年分) 村県民税申告相談受付のお知らせ

村県民税の申告相談の受付を下記の日程により行いますので、
印鑑及び関係書類を持参のうえ、申告会場へお越しください。

問い合わせ：田舎館村役場 税務課
TEL 58-2111 (内線124)

【受付場所】 田舎館村文化会館 3階 展示室

【受付時間】 午前 8時45分～11時30分
午後 1時15分～4時00分

【日程表】

月	日	受付地区名	月	日	受付地区名
2月	7日(水)	高 樋	2月	27日(火)	大 袋
	8日(木)	十 二 川 原		28日(水)	川 部
	9日(金)	枝 川		1日(木)	
	13日(火)	垂 柳	3月	2日(金)	和 泉
	14日(水)	田 舎 館		5日(月)	境 森・土 矢 倉
	15日(木)			6日(火)	前 田 屋 敷
	16日(金)	八 反 田		7日(水)	
	19日(月)	畑 中		8日(木)	堂 野 前
	20日(火)			9日(金)	新 町
	21日(水)	大 曲		12日(月)	東 光 寺
	22日(木)	諏 訪 堂		13日(火)	二 津 屋
	23日(金)	大 根 子		14日(水)	高 田
	26日(月)	豊 蒔		—	—

※1 所得税確定申告が必要な方も、上記日程で申告してください。

※2 青色申告の方の相談につきましては、受付できませんのでご了承ください。

◎申告相談の際に持参する書類など

一般的に必要な物

- 税務署より送付された申告書及び関係書類がある場合は、必ず持参してください。
- 印鑑及び通帳
- 本人確認書類（1か2のどちらか） ※ 確定申告をされる場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。
 1. マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
 2. 通知カード（番号確認）と運転免許証、健康保険証など（身元確認）
- 報酬・賃金・給与・年金等の源泉徴収票
- 用地買収等により譲渡所得のあった方は『公共事業用資産の買取り等の証明書』等。また、土地や建物等を売った方は、売買契約書
- 平成29年1月1日から12月31日までに支払った国民健康保険税、社会保険料、後期高齢者医療保険料等の領収書
- 国民年金保険料、生命保険料、地震（平成18年以前契約の旧長期損含）保険料の控除（払込）証明書、寄付金証明書
- 身体障害者手帳、平成29年1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の領収書（別途、医師の証明書添付を必要とする場合もあります。）
- 平成29年中に新築または増改築等をし、一定の要件を満たす場合、「住宅借入金等特別控除」に必要な各種書類
 - ※ 医療費については領収書を持参することと併せて、相談時間の短縮の為に合計金額を計算してきてください。

農業申告等される方は下記の書類等も必要です

- 事業（農業等）を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です（平成26年1月～）
- りんご（果樹）収入明細書、精算通知書、販売仕切書
 - 水稻で、農協利用者は『CE精算書』『検査格付結果通知書』。また、個人販売・飯米・贈答分については別途メモをしてきてください。
 - 固定資産税課税明細書・領収書、軽自動車税納税通知書・領収書
 - 農業共済組合（水稻、果樹、ハウス等）の領収書
 - 農業、営業等に係る経費（肥料費、農薬費、土地改良区費、農機具、資材費、仕入費、雇人費等）の領収書
 - 生産組合などへ農作業の一部、または全部を請負させた場合は領収書（個人の場合も含む）
 - ※ 農業申告の方は、相談時間の短縮の為に各種領収書を科目毎にまとめ、計算し持参してください。
 - ※ 収支内訳書に記載する事ができない場合は必ず領収書等を持参してください。

【 農業申告の収入及び必要経費の各科目の具体例 】

	科 目	具 体 例
収 入	販 売 金 額	平成29年中に販売した各種農産物の金額
	家事消費等金額	家事（飯米等）及び事業（種粃等）で消費、又は譲渡（贈答）した農産物の販売相当金額
	雑 収 入	経営所得安定対策関連交付金、受取共済金、出荷奨励金、農産物の価格差補てん金、作業受託料 等
	農産物の棚卸高（期首）	前年分の申告で、農産物の棚卸高（期末）に記入した金額
	農産物の棚卸高（期末）	晩生種のりんご（ふじ等）の翌年精算等、委託販売で精算未了の金額がある場合（仮渡金額がある場合等）
必 要 経 費	雇 人 費	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄賃
	小作料・賃借料	農地の賃借料・農地以外の土地、建物の賃借料・賃耕料・農機具の賃借料・農協等の施設利用料
	減 価 償 却 費	10万円以上の農機具・車両・建物などの償却費
	貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失
	利 子 割 引 料	借入金の利子・受取手形の割引料
	租 税 公 課	固定資産税・不動産取得税・自動車税及び農協組合費
	種 苗 費	種もみ・苗などの購入費用
	肥 料 費	肥料の購入費用
	農 具 費	使用可能期間が1年未満か取得価格10万円未満の農具の購入費用
	農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用・共同防除費
	諸 材 料 費	ビニール・なわ・釘・箱・袋などの諸材料の購入費用
	修 繕 費	農機具・農業用自動車・建物・施設などの修理に要した費用
	動 力 光 熱 費	電気料・水道料・灯油・ガソリン・軽油などの燃料費
	作 業 用 衣 類 費	作業衣などの購入費用
	農 業 共 済 掛 金	水稻・果樹に係る共済掛金
	荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用・運賃・出荷（荷受）機関に支払う手数料
土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用	
雑 費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費	

※ 上記経費は、あくまでも農業分の経費であり、租税公課・修繕料・動力光熱費等での家事分の費用は必要経費とはなりませんのでご注意ください。

平成 30 年度 (平成 29 年分)

村県民税申告用紙 (附表)

地区名		申告者	印
電話番号	0172 - -		

農業に関する事項						
区分	面積	区分	数量等			
田	耕作	m ²	家事消費費	白米	俵	
	休耕	m ²		玄米	俵	
	転作	大豆		m ²	贈答用	箱
		その他		m ²	自家用	箱
畑	りんご	m ²	りんご	加工用	箱	
	販売用野菜畑	m ²		自家用野菜畑	m ²	
		m ²				
農機具等の明細	※平成29年中に購入した農機具だけを記入					
	種類	取得年月	取得価格			
		平成29年 月	円			
		平成29年 月	円			
		平成29年 月	円			
	農業用自動車	普通	平成29年 月	円		
	軽	平成29年 月	円			
農地等の賃貸借に関する事項						
貸付先 (だれへ)	地区名	氏名	貸家・貸地等の別	貸付面積	賃貸料	
				m ²	円	
				m ²	円	
借入先 (だれから)	地区名	氏名	小作料、賃借料等の別	面積	支払額	
				m ²	円	
				m ²	円	

家族に関する事項			
フリガナ氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先 又は 村外扶養者住所(学生など)
	世帯主	明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	
		明・大・昭・平 . .	

給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入して下さい。)				
氏名	印			
月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2		円		円
3		円		円
4		円		円
5		円		円
6		円		円
7		円		円
8		円		円
9		円		円
10		円		円
11		円		円
12		円		円
賞与等				円
合計				円
勤務先				
電話番号				
所在地				

備考・特殊事情

※この用紙は、申告の際必要ですので該当事項を記入の上持参してください。

申告の前にもう一度確認してください

全般に関すること

項目	内容
申告書	前年度に確定申告を行った方に対して、税務署から「確定申告のお知らせ」ハガキが送付されることがあります。今年度も申告が必要な場合は、税務署より送付されたハガキが必要となりますので、必ず持参してください。
納付申告	所得税の納付をされる場合は、安心で便利な口座振替を推奨します。なお手続きには銀行印が必要となりますので、忘れずに持参してください。
還付申告	所得税の還付を受ける場合は、還付を受ける本人の口座等をお伺いします。支店名も申告書に記載しますので、通帳等を提示してください。

収入（所得）に関すること

項目	内容
給与	確定申告が必要な場合、源泉徴収票の添付が必要となります。必ず原本を提出してください（コピー不可）。紛失された場合は、事業所（勤務先）で再発行してもらってください。
年金	確定申告が必要な場合、源泉徴収票の添付が必要となります。必ず原本を提出してください（コピー不可）。紛失された場合は、弘前年金事務所等で再発行してもらってください。
事業（営業・農業）	待ち時間短縮のため、収入や経費については、あらかじめ計算してきてください。確認のため領収書等も持参してください。
一時	生命保険契約の満期や損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払を受けている場合、受取金が掛金より多いと申告が必要な場合があります。

控除に関すること

項目	内容
医療費控除	平成29年分の確定申告から領収書が提出不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。領収書の日付で平成29年中に支払った医療費が対象です。 ※経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。 大人用おむつ代を医療費として申告する場合、初回申告のみ医師の証明書が必要です。（次年度以降は役場厚生課で発行する証明で代用できます）また、おむつ代の領収書には使用者の名前が記載されていなければなりません。
社会保険料控除	国民年金（基金）保険料について控除を受ける場合、年金支払額が確認できる証明書か領収書の提示が必要です。 国民健康保険税・国民年金の支払額について、あらかじめ勤め先での年末調整で控除を受けている場合（源泉徴収票に社会保険料控除として金額が含まれている場合）、確定申告で重ねて申告することは出来ません。 介護保険料・後期高齢者医療保険料について、年金から天引き（特別徴収）された保険料は年金受給者の控除額としてのみ認められます。他の方の控除額として算入することは出来ません。
生命保険料・地震保険料控除	生命保険料・地震保険料控除について、確定申告には払い込みした際の領収書ではなく控除証明書の提示が必要です。（給与所得者で年末調整の際に控除を受けたものについては証明書の提示は不要です）
扶養控除	田舎館村に住所がない方を扶養親族とする場合、扶養親族の住所・生年月日等を申告する必要があります。該当する方がいる場合は、表の附表に現在の住所等を忘れずに記入してください。